

◎新潟県告示第765号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号。以下「法」という。）第18条第1項の規定により、公益社団法人新潟県農林公社から次のとおり農用地利用配分計画の認可の申請があった。

なお、当該農用地利用配分計画は、告示日から2週間、次の場所において縦覧に供する。

平成30年7月10日

新潟県知事 花 角 英 世

1 農用地利用配分計画の概要

市町村	賃借権の設定等を受ける者	賃借権の設定等を受ける土地
村上市	2者	中野屋敷添540番ほか8筆 2.0ha
新発田市	6者	宮古木上島23番ほか135筆 7.8ha
阿賀野市	2者	月崎宮浦147番ほか13筆 1.5ha
胎内市	1者	北成田中割680番 0.4ha
聖籠町	1者	蓮潟家ノ前1145番ほか3筆 0.3ha
新潟市	10者	秋葉区結中田832番ほか66筆 6.4ha
弥彦村	5者	麓矢川東296番ほか14筆 1.4ha
長岡市	6者	二日町五十刈305番ほか41筆 5.5ha
魚沼市	4者	吉水谷内1911番1ほか8筆 1.0ha
南魚沼市	1者	一村尾2938番 0.1ha
十日町市	4者	高島4052番ほか11筆 1.8ha
上越市	5者	上名柄八石39番ほか36筆 3.6ha
糸魚川市	9者	大平丸山向6557番ほか46筆 5.0ha
佐渡市	6者	下久知腰沖2244番1ほか44筆 5.9ha
合計	62者	439筆 42.8ha

2 申請年月日

平成30年6月29日

3 縦覧の場所

新潟県農林水産部地域農政推進課
 新潟県村上地域振興局農林振興部企画振興課
 新潟県新発田地域振興局農業振興部農業企画課
 新潟県新潟地域振興局農林振興部農業企画課
 新潟県新潟地域振興局巻農業振興部企画振興課
 新潟県三条地域振興局農業振興部企画振興課
 新潟県長岡地域振興局農林振興部農業企画課
 新潟県魚沼地域振興局農業振興部企画振興課
 新潟県南魚沼地域振興局農林振興部企画振興課
 新潟県十日町地域振興局農業振興部企画振興課
 新潟県上越地域振興局農林振興部農業企画課
 新潟県糸魚川地域振興局農林振興部企画振興課
 新潟県佐渡地域振興局農林水産振興部農業企画課

4 意見書の提出

法第18条第3項の規定による意見書の提出に当たっては、縦覧場所に備え付けの「農用地利用配分計画に対する意見書の提出について」によること。